

新たな需要を取り込みたい！販路を開拓したい！利益を上げたい！

自分で作る経営計画策定 『小規模事業者持続化補助金』セミナー

小規模事業者持続化補助金とは、平成26年から始まった小規模事業者の皆様が持続的に発展するため、積極的な販路開拓の取り組みを支援する補助金です。

令和4年度の小規模事業者持続化補助金はこれまでの「通常枠」に加えて、補助金額の上限が上がる新たな類型が創設されています。※新たな類型の説明や、主なこれまでとの変更点は別紙に記載します。

今回のセミナーでは、中小企業診断士の山本顕一氏を講師に迎え、そういった制度説明と、経営計画書作成のポイントについて講演頂きます。

初めて申請を検討されている方はもちろん、これまで申請経験がある場合でも「新たな制度について聞いておきたい！」という方は是非ご参加ください！！

※一時支援金など要件をクリアすれば支給される給付金と違い、経営計画書を作成頂き、その経営計画書が審査され採択を受け、その計画書に沿って事業を行い、報告が終わった後に着金する流れです。

対象となる補助事業の例

HP作成（但し上限額あり）・チラシ作成・店舗改装・ショーウィンドー導入等

【開催詳細】

開催日時：令和4年4月26日（火） 昼の部 15時30分～17時30分
夜の部 19時00分～21時00分

※昼の部・夜の部は同じ内容です。

会場：丹波篠山市商工会館 3階 経済交流センター

対象：丹波篠山市商工会員

講師：中小企業診断士 山本 顕一氏

申込：下記申込に必要事項を記入のうえ FAX または電話にてお申込み願います。

申込〆切：令和4年4月19日（火）

受講申込書

事業所名	TEL	
	FAX	
受講者名	参加	・昼の部 ・夜の部 ※どちらかに〇印を記入願います。

丹波篠山市商工会 (FAX 079-552-2531)
(TEL079-552-0758)

問合せ
丹波篠山市商工会
担当：熊野・小林

別紙

【類型解説】

類型	補助率	補助上限額	要件
通常枠	2/3 (但し賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)	50万円	昨年的一般型同様
賃金引上げ枠		200万円	補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者。(すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があり。)
卒業枠		200万円	補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者。
後継者支援枠		200万円	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アトツギ甲子園」のファイナリストになった事業者。
創業枠		200万円	「特定創業支援等事業」による支援(※丹波ささやま創業塾受講者等)を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者。
インボイス枠		100万円	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者に登録した事業者。

【従来の持続化補助金と主な変更点】

- ・ 専門家謝金、専門家旅費の廃止。
- ・ 新たにウェブサイト関連費の設置。
- ・ ウェブサイト関連費のみの申請は不可。
- ・ ウェブサイト関連費の上限金額は、補助金額の1/4まで。(例：通常枠で満額の50万円申請の場合、ウェブサイト関連費は50万円×1/4=12万5千円が上限となる。)

詳しい応募要綱や新書類は全国商工会連合会のHPから確認出来ます。詳細はそちらをご覧ください。

アドレス：https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

QRコード：

